

重度重複障害者が保護者亡き後も安心して生きられる 支援制度の改正を求める意見書

わが国の障害者福祉制度は、「国際障害者年」や「障害者の権利に関する条約」に基づく取り組みによって障害者が自立し、生きやすい社会となるよう改善されてきた。しかしながら、未だに重度重複障害者の人々が地域で暮らし続けるためには、現行のグループホームやショートステイの制度では、事業者の負担が大きく、持続可能な運営が困難な状況である。

とはいえ、親や保護者の高齢化もあり、このような事業者が運営する施設でなければ、彼らの生命や健康を守り、人としての生活を送ることもまた非常に困難な状況である。

医療的ケアを要する人も多い重度重複障害者の生活の場であるグループホームやショートステイ等の施設においては、現行制度の報酬だけでは運営が厳しい状況にある。グループホームは元々、日中は働きに行くような方々を対象に制度設計されたものである。その後、制度改正や報酬改定がなされ、現在は、支援区分ごとの報酬体系や重度障害者支援加算制度があるものの、重度身体障害者や重度重複障害者の支援には十分な報酬とは言えず、現実の介助については、食事介助や入浴介助、移動介助、医療的ケアについても職員配置数が全く不足している。

重度重複障害者の安全のためには、食事介助、入浴介助など生活全般において現行の基準以上の職員配置が必要であり、さらに 24 時間体制の医療的ケアも必要であるため、現行の基準では、重度重複障害者のセーフティ・ネットは十分な状況とはなっていない。

よって、国に対し、早急に現行の福祉制度については、対象者の障害の状態に合わせて支援制度を改善し、保護者亡き後も、重度重複障害者が安全安心に暮らせる行き届いた福祉施策を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 12 月 20 日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛